

放送コンテンツの権利処理にかかわる 現状の課題と今後の方向性

一般社団法人 日本音楽事業者協会 中井秀範
一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 (aRma) 椎名和夫

aRma設立の経緯

平成21年前後、ネット権等の議論がなされ、許諾権の報酬請求権化への動きが顕在化した際に、権利者及び権利者が所属する事業者の団体を特定するのに多大な手間がかかるとの、放送局など利用者側からの意見もあり、許諾権を守るために実演家サイドで取り組み可能な利用円滑化への方策として、音事協、芸団協CPRA、音制連、PRE、MPNの5者による電子許諾窓口のワンストップ化を達成するために設立。許諾から使用料請求までを一元管理する電子許諾システム「ARMS (アームズ)」の完成により、実演家の権利の利用者は、aRmaに申請を一本化することが可能となった。

管理対象となる実演家は、社員5団体傘下の実演家のほか、歌手協会、民謡実演家協会、その他多岐にわたる。所在不明権利者がある場合は探索する機能を有するとともに、関係団体と協力して新たなアウトサイダーをインサイダーへと取り込む仕組みを有し、ユニークコードで一元化された権利者マスターを構築している。

露出のコントロールは実演家の生命線

実演家にとって露出のコントロールは生命線であり、恣意的な二次利用を回避するためにも許諾権の報酬請求権化は避けなければならない。

反復して一定の露出があることを前提に、「浸透すること」に重点が置かれるビジネスモデルとは異なり、実演家の場合、それに加えて、一定の鮮度やパブリックイメージを保つという、ある種のイメージコントロールが必要となる。

そのため、露出のタイミング、メディア、分量などを事細かにコントロールすることは実演家のビジネスに必要な不可欠な要素であって、それを実現する「許諾権」の確保は、極めて重要な命題。

実演家の持つ権利

- 著作隣接権

- 録音・録画権(第91条)

ただし、許諾を得て映画の著作物に録音、又は録画された実演については権利なし(第91条2項:ワンチャンス規定)

- 放送・有線放送権(第92条)

- 商業用レコードの二次使用請求権(95条)

- 商業用レコードの貸与権(第95条の3)

- 譲渡権(第95条の2)

- 送信可能化権(第92条の2)

放送番組への出演に録音録画権の許諾は含まれない(第63条4項)。故に放送局は、放送のためにのみ録音録画できる(第93条1項)が、放送以外の利用については権利者の許諾が必要(のちに詳述)

放送番組出演の実演家に関する権利処理の原則的運用

《 映像コンテンツ権利処理機構（aRma）による集中管理 》

			放送	ネット配信	
			初回放送	見逃し配信	VOD
法律			放送権 (92条)	送信可能化権 (92条の2)	
実際の運用	NHK	許諾	個々の権利者が 出演時に許諾付与	個々の権利者が 出演時に許諾付与	aRmaによる集中管理※
		対価の受領	個々の権利者が 直接に受領	個々の権利者が 直接受領	aRmaによる集中管理※
	民放	許諾	個々の権利者が 出演時に許諾付与	aRmaによる集中管理※	aRmaによる集中管理※
		対価の受領	個々の権利者が 直接受領	aRmaによる集中管理※	aRmaによる集中管理※

aRmaによる集中管理※

個々の番組単位で利用申請を受け付け、個々の実演家単位で許諾を付与し、個々の実演家単位で使用料の徴収と分配を行う

レコード実演に関する権利処理の原則的運用 (芸団協CPRAによる集中管理)

放送番組に使用されたレコード実演^{※1}は、「放送」も「ネット配信」も利用者との間で締結する包括契約の中で権利処理されている。

利用形態	放送		ネット配信		
	放送	放送用録音	同時配信	見逃し配信	VOD
権利の種別 ^{※2}	二次使用料請求権 (95条)	録音権 (91条)	送信可能化権 (92条の2)		
実際の運用 ^{※3}	放送、ネット配信それぞれ包括契約^{※4、※5}				

※1 レコード実演とは、商業用レコードに収録された実演を指す(映像実演は別途実演SWGで検討予定)。

※2 芸団協は実演家の二次使用料請求権に係る指定団体として文化庁長官から指定されている。また放送番組に関する録音権及び送信可能化権については著作権等管理事業者の登録をし、集中管理を行っている。

※3 レコード実演の委任者は2016年に8万4千人となった(2006年の2.7倍に増加)

※4 放送/有線放送事業者に対し1,073社と包括契約している。

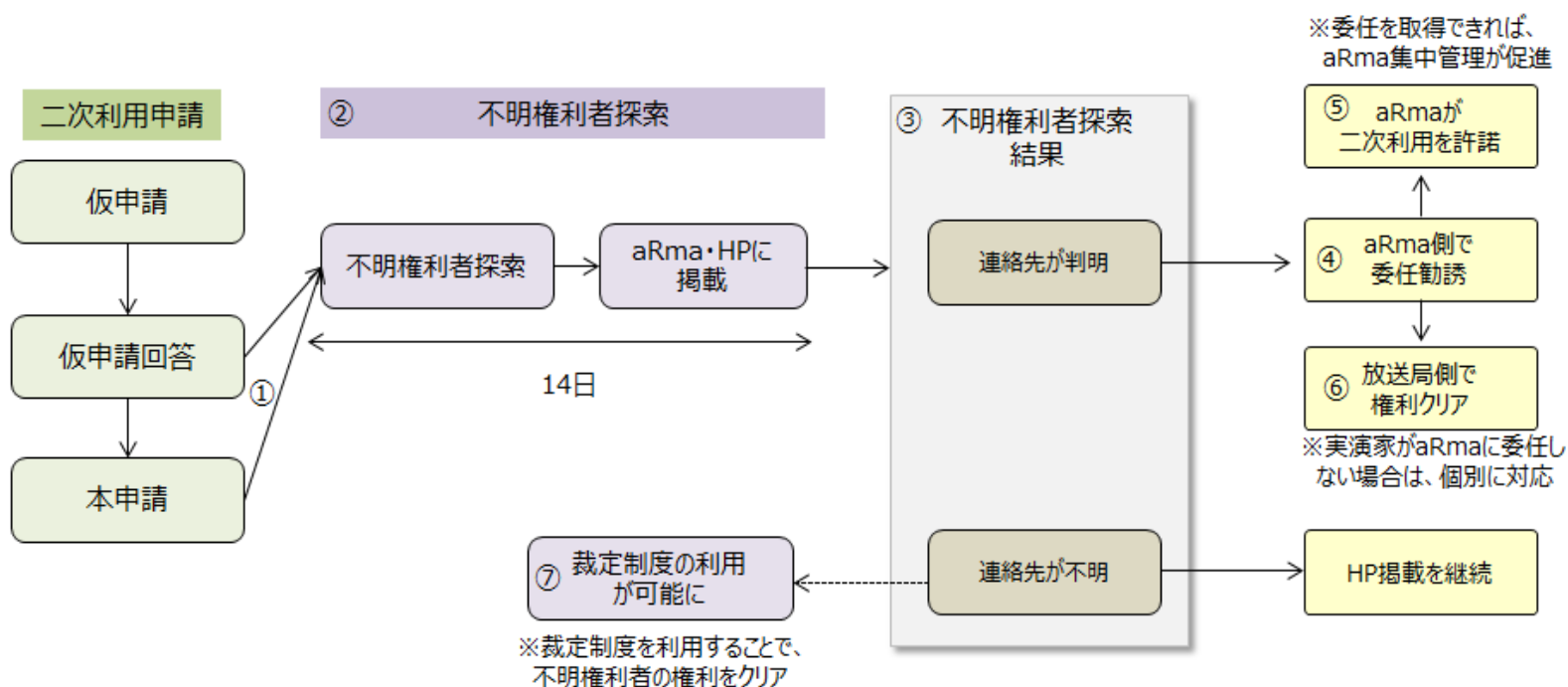
※5 一部、放送の包括契約にネット配信を含む場合もある。

aRmaにおける不明権利者探索の概要

◆ 不明権利者探索業務について

- ① 仮申請回答後、本申請時に「管理外」実演家で、連絡先を探したい場合に不明権利者探索依頼。
- ② aRma事務局で探索をいたします（裁定制度利用の要件を満たす探索）。・・・14日
- ③ 不明権利者探索の結果を連絡。
- ④ 連絡先が判明した実演家は、aRma側で委任を勧誘。
- ⑤ 実演家がaRmaに委任した場合、aRmaが二次利用を許諾。
- ⑥ 実演家がaRmaに委任しない場合、放送局側で権利クリア。
- ⑦ 裁定制度の利用要件を満たし、裁定制度の利用が可能に。

⑤ + ⑥ + ⑦の対応により、放送番組の二次利用の円滑化を実現



実演家に関わる権利処理の現状

放送番組における実演家に係る権利処理については、映像実演についてはaRmaが、レコード実演(音楽)については芸団協実演家著作隣接権センターCPRAがハブとなって、包括的な集中処理を行う体制がすでに実現している

旧作を放送し、また同時配信する際に、権利者が所在不明となっている場合は、文化庁が制定している裁定制度を利用することができるが、さらなる取り組みとして、北欧などで導入実績のある「拡大集中許諾制度」が文化庁に於いて議論されており、権利者も関心をもって注視している

放送同時配信に関わる権利処理について

- 同時配信がクローズアップされて以降、権利者もその議論には一年余にわたり積極的に参加してきましたが、現状で放送局の足並みがそろっているとは言い難く、正直困惑しています。
- 「同時配信」については、現在「権利料を無償」での試験提供のみであるので、実際の運用はされていませんが、見逃し配信と時間差がほぼ無いので、すでに確立している見逃し配信の権利処理と同様に、「放送の許諾」を得る時点で、併せて「配信の許諾」を取得する方式で円滑に運用できることがすでにわかっています。
- この議論に関係して、同時配信における実演家の権利を制限して報酬請求権化すべきとの意見がありますが、上記の通り当事者間の努力により包括的処理がすでに視野に入っている現状で、許諾権を報酬請求権化したとしてもたいした意味は持たず、反対します。
- またさらに踏み込んで、これを機会に「全てをワンチャンスにするべき」などの意見があるやに聞きましたが、放送番組の二次利用に係る経済的不均衡をさらに助長する意味しか持たず、そのような暴論には断固反対します。
- 実演家のビジネスにとって「許諾権」の確保は生命線であり、ここはあくまでも堅持していく必要があります。

現状の課題

- 外部制作番組問題

外部制作会社が制作する放送番組について、外部制作会社が放送事業者の有する「放送用一次固定（93条1項）」のアドバンテージを有さないとの解釈が一部にあり、その結果外部制作番組にワンチャンスの規定が適用され、同じ放送番組でありながら放送後の二次利用等に関する追加の対価が実演家に支払われないという経済的不均衡を生んでいる。

- 権利買い取り問題

一部の主演級の実演家を除き、それ以外の実演家の権利を出演契約の時点で「オールライツ」などと称して、その後の二次利用に関するすべての権利を買い取るような事例が一部存在。その多くの場合は、局側の優越的地位との関係により、買い取り分の追加報酬を受け取れないか、もしくは極めて低廉な金額で買い取られる形の不公正な慣行であり、是正が必要。

- 所在不明権利者問題

冒頭説明したように、権利者団体は一貫して網羅率を上げる努力を継続しているが、過去作品には一定程度所在不明権利者が生じる構造があり、とりわけ関係する権利者の数が多い実演家の権利処理については、権利者側にとっても大きな負担となっている。現在存在する裁定制度が十二分に活用されているとは言えない実態もあり、何らかの取り組みが必要。

「放送のための固定」のアドバンテージについて

関係条文

第63条4項(利用の許諾)

著作物の放送又は有線放送についての許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。(実演についても準用:第103条)

第91条2項(録音権及び録画権)

実演家の録音権及び録画権は、その権利を有するものの許諾を得て映画の著作物において録音され又は録画された実演については、適用しない。(いわゆるワンチャンス既定)

第93条の1(放送のための固定)

実演の放送について第92条第1項に規定する権利を有する者の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送のために録音し、又は録画することができる。

上記条文の組み合わせにより、放送事業者が放送番組を制作する際には、放送のための固定(録音及び録画)に関するアドバンテージ(93条の1)を有するため、出演時点で録音及び録画の許諾(91条の2)は得ていないものと解され、「放送すること」に限定した権利処理となる。よって、実演家に支払うギャランティも低廉で済む。

一方でワンチャンスが適用される場合は、出演イコール録音及び録画の許諾をしたものと解されるため、以後失われる実演家の録音権及び録画権のクリアリングを含むボリュームの権利処理を行う必要があり、放送番組と比べて支払うギャランティは高額なものとなる。

91条の1において、放送事業者が「放送のための固定」を許されていることが、放送のビジネスモデルにおいて、いかに大きな役割を果たしているか、ということが分かる。

外部制作番組について(再掲)

外部制作会社が制作する放送番組について、外部制作会社が放送事業者の有する「放送用一次固定(93条1項)」のアドバンテージを有さないとの解釈が一部にあり、その結果外部制作番組にワンチャンスの規定が適用され、同じ放送番組でありながら放送後の二次利用等に関する追加の対価が実演家に支払われないという経済的不均衡を生んでいる。

そもそも「放送番組」に「ワンチャンス」を適用するべきではない

1. 「外部制作番組」も「放送番組」にほからならず、ワンチャンスの取り扱いは不適切。
2. ワンチャンスが適用するのであれば、番組に出演する時点で、その後の録音権録画権のクリアリングがすべて行われることから、放送番組より高額な出演料が支払われるべきであるが、ワンチャンスで処理された外部制作番組にその実態はない。また仮に、すべての放送番組にワンチャンスが適用された場合には、理論上米国並みに番組制作コストの劇的な高騰を招くはず。
3. しかし結局は、「出演させる側」と「出演する側」の立場の高低差により、前述の「権利買い取り」の問題同様に、弱い立場の実演家は優越的な立場にある制作サイドから提示された金額で泣き寝入りするような事態が多発することが容易に想定される。
4. そのような現状にあって、すべての放送番組にワンチャンス適用すべしとの意見には断固反対する。

平成26年、文化庁「実演家の権利に関する法制度及び契約等に関する調査研究」

このような運用について、平成26年度文化庁調査研究事業として野村総研が行った「実演家の権利に関する法制度及び契約等に関する調査研究」の報告書には、以下の通りまとめられている。(91ページ)

(4)局外制作番組に係る二次利用料の扱い

テレビ放送のための番組制作については、テレビ局自身が制作する場合(いわゆる局制作)には放送事業者によるものとして、再放送などの二次利用に際してその報酬が実演家に支払われる。しかし、第三者が制作する場合(いわゆる局外制作)については、放送事業者ではないために実演家から放送のための固定の許諾ではなく、録音・録画についての許諾を得ることとなる。これにより、いわゆるワンチャンス主義が適用されることとなり、慣習上、実演家には二次利用に際しての報酬が支払われていないケースが多い。この点、局外の制作事業者であっても、放送局からの制作委託であれば局制作となり、自主制作扱いであれば局外制作となるなど、実演家からは同じテレビ向け番組制作でありながら扱いに違いが生じる点への疑問が提示された。

有識者検討会においても、上記のような実務慣習は、著作権法上の規定から必然的に生じるものではなく、局外制作の場合に制作会社と放送局の関係をどのように解釈するかによって必ずしも録音・録画についての許諾を得る必要がある(いわゆるワンチャンス主義が適用される)とは限らないとの指摘や、局外制作を含めて局制作と同様に二次利用に際して報酬を支払うことは著作権法上何ら妨げられないとの指摘がなされた。

インタビューでは、局外制作と扱われる番組であっても、DVDなどにパッケージ化して販売する場合に、放送事業者の判断と資金において局制作と同様の二次利用料相当額を自主的に実演家に支払う事例もあることが確認された。

米国における「ワンチャンス」の運用について

ワンチャンス方式の源流を米国の映像制作産業における実演家の権利処理の方式にみるむきの議論があるが、我が国のそれとは環境やメカニズムがまったく異なり、これを同列に論じることは適当でない。

1. 職務著作

米国の映画や放送番組に出演する実演家は、「雇用契約」により出演することから、「職務著作」として権利が制作サイドに移転する形をとるため、出演時契約の機会に、すべての条件等を取り決める形をとる。したがって、コンテンツの制作コストも膨大。

2. 雇用契約

映像産業は、実演家と雇用契約を結ぶことにより、年金(ペンション)などに応分の負担をするなど、我が国とは全く異なる「環境」が存在する。

3. 団体協約による救済

すべての権利が制作サイドに移転していても、SAG(スクリーンアクターズギルド)など職能別ユニオンと映像産業との間の団体協約により、付加的な使用料の支払いを行う実務も存在する。

まとめ

冒頭にも触れたように、aRma では、許諾から使用料請求までを一元管理する電子許諾システム「ARMs(アームズ)」をはじめ、コード化された映像権利者マスターを構築するなど、これまで一貫して放送番組の流通円滑化に貢献。

今後放送と通信が本格的に融合した暁には、すべての映像コンテンツの二次利用について、円滑に権利処理を行っていく知見とキャパシティを有すると自負。

我が国における「放送」の在り方に光が当たったこの機会をとらえて、「外部制作番組問題」や「権利買い取り問題」など、様々な不均衡や不公正慣行が是正され、今後、さらなる映像産業の振興が図られることを心から祈念。